

神奈川県県税条例施行規則（昭和45年神奈川県規則第43号）新旧対照表

新	旧
第1条～第1条の6（略）	第1条～第1条の6（略）
（県税の減免）	（県税の減免）
第2条 所長は、次に掲げる県税を減免する。	第2条 所長は、次に掲げる県税を減免する。
（1）～（8）（略）	（1）～（8）（略）
（9） <u>公益社団法人神奈川県農業会議</u> が、農業用地又は農業団地の造成又は分譲を行うための不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対する不動産取得税	（9） <u>公益社団法人神奈川県農業公社</u> が、農業用地又は農業団地の造成又は分譲を行うための不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対する不動産取得税
（10）～（40）（略）	（10）～（40）（略）
第2条の2～第6条（略）	第2条の2～第6条（略）
（徴収金の納付又は納入）	（徴収金の納付又は納入）
第7条（略）	第7条（略）
2 個人事業税、不動産取得税及び自動車税	2 個人事業税、不動産取得税及び自動車税の種別
____に係る徴収金は、 <u>収納金融機関等のほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項</u> の規定により知事が県税の収納に関する事務を委託した者に納付することができる。	____ <u>割に係る徴収金は、収納金融機関等のほか、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により県が</u> 県税の収納の事務____を委託した者に納付することができる。
3（略）	3（略）
4 前3項の規定によるほか、個人事業税及び自動車税の種別割は、 <u>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第155条の規定による口座振替の方法</u> により納付することができる。	4 前3項の規定によるほか、個人事業税及び自動車税の種別割は、 <u>地方自治法施行令</u> ____ <u>第155条の規定による口座振替の方法</u> により納付することができる。
5（略）	5（略）
6 第1項から第3項までの規定にかかわらず、自動車税の環境性能割は、納税者が電子情報処理組織を使用して法第160条第1項の規定による申告書の提出を行う場合（当該電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条若しくは第13条の規定による登録の申請を行い、又は同法第67条第1項の規定による自動車検査証の変更記録を受ける場合に限り。）には、地方税共同機構から得た納付情報により納付するものとする。	6 第1項及び第3項____の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割は、納税者が電子情報処理組織を使用して法第160条第1項の規定による申告書の提出を行う場合（当該電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条若しくは第13条の規定による登録の申請を行い、又は同法第67条第1項の規定による自動車検査証の変更記録を受ける場合に限り。）には、地方税共同機構から得た納付情報により納付するものとする。
7・8（略）	7・8（略）
第7条の2～第16条（略）	第7条の2～第16条（略）
（利子割、配当割及び株式等譲渡所得割の交付に関する報告）	（利子割、配当割及び株式等譲渡所得割の交付に関する報告）
第17条 地方自治法____第252	第17条 地方自治法 <u>（昭和22年法律第67号）</u> 第252
条の19第1項の市（以下「指定都市」という。）の長は、毎年、10月末日までに、 <u>法第71条の26、第71条の47及び第71条の67の規定により当該市</u> に対して県が交付するものとされる利子割、配当割及び株式等譲渡所得割に係る交付金の額の算定に必要な事項を、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割に係る交付金の額の算定に関する報告書により知事に報告するものとする。	条の19第1項の市（以下「指定都市」という。）の長は、毎年、10月末日までに、 <u>法第71条の26、第71条の47及び第71条の67の規定により当該市</u> に対して県が交付するものとされる利子割、配当割及び株式等譲渡所得割に係る交付金の額の算定に必要な事項を、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割に係る交付金の額の算定に関する報告書により知事に報告するものとする。
第18条～第37条（略）	第18条～第37条（略）

<新旧>

第3編 財務 (神奈川県県税条例施行規則)

附則第1号様式の4 (表) (用紙 ^{ⓧ (略)} 日本産業規格A-4 縦長型)

不動産取得税減額 (還付) 申告 (申請) 書

年 月 日

神奈川県 県税事務所長殿

郵便番号
住(居)所又は所在地
氏名又は法人名及び
代表者氏名
個人番号又は法人番号
電話番号

次のとおり不動産取得税の減額 (還付) を申告 (申請) します。

© [神奈川県 111431]

111431

第3編 財務 (神奈川県県税条例施行規則)

1 宅地建物取引業者による改修工事対象住宅及びその敷地の用に供する土地の取得に対する減額申告事項

土地の明細	所在	地番	地目	地積(ア)	取得年月日	課税標準となるべき価格(イ)	税額	減額を受けようとする税額
					㎡	・		円
住宅の明細	家屋番号	種類	床面積(ウ)	取得年月日	新築年月日	税額	減額を受けようとする税額	
			㎡	・	・	円	円	
減額を申告する税額の計算	政令で定める改修工事の有無		改修工事を完了した年月日	住宅性能向上改修住宅の譲渡年月日		譲渡先の個人が住宅性能向上改修住宅を居住の用に供した年月日	特定住宅性能向上改修住宅該当の有無	
	有・無		・	・	・	・	・	有・無
減額を申告する税額の計算	新築された時において施行されていた地方税法第73条の14第1項の規定により控除するものとされていた額					土地	(150万円又は $\left[\frac{\text{平方メートル当たりの土地の価格(イ)}}{\text{(ア)}} \right] \times \left[\frac{\text{床面積(ウ)} \times 2}{\text{(住宅1戸につき200平方メートル限度)}} \right]$ のいずれか多い額)	× /100 = 円
	新築時期		控除するものとされていた額(エ)					
	昭和29年7月1日から昭和38年12月31日まで		100万円					
	昭和39年1月1日から昭和47年12月31日まで		150万円					
	昭和48年1月1日から昭和50年12月31日まで		230万円					
	昭和51年1月1日から昭和56年6月30日まで		350万円					
	昭和56年7月1日から昭和60年6月30日まで		420万円					
	昭和60年7月1日から平成元年3月31日まで		450万円					
平成元年4月1日から平成9年3月31日まで		1,000万円						
平成9年4月1日以後		1,200万円						
(エ) × /100 = 円								

2 還付申請事項

還付金の明細	年度	月別	税額	納付済の徴収金		納付年月日	減されるべき税額	還付申請金額						
				税額	延滞金			税額	延滞金					
			円	円	円	・	円	円	円					
						・								
口座振込による還付金の領受	取扱金融機関		銀行 金庫 信用組合 協同組合		本店(所) 支店(所) 出張所		預金の種類	口座番号	口座名義人					
	銀行コード	店種コード	店種コード	店種コード	1 普通	2 当座				3 その他				
※地理事項	年度	月別	納税通知書番号	減額申告年月日	減事由コード	当初税額	減額すべき税額			減額後の税額				
							控除コード	金額	控除コード		金額	控除コード	金額	
						円		円		円				円

◎〔神奈川県二二四三〕

七七三の三の四

(裏)

- 備考
- 1 ※印の欄には、記入しないでください。
 - 2 減額を申告する税額の計算の欄中「平方メートル当たりの土地の価格」とあるのは、住宅の用に供する土地（宅地評価土地に限る。）の取得が令和6年3月31日までに行われたときは、「平方メートル当たりの土地の価格の2分の1に相当する額」と読み替えてください。
 - 3 口座振込による還付金の受領の欄は、申請人名義の口座への振込みを希望する場合に記入してください。この場合において、口座名義人が連帯納税義務者のうち一方の者であるときは、他の者の委任状を添えてください。
 - 4 減額の申告事項について、それぞれの事実を証明する書類を添えてください。

追加〔平成27年規則63号〕、一部改正〔平成27年規則126号・29年20号・30年4号・49号・31年31号・令和元年15号・33号・2年42号・3年41号・80号・5年38号〕

令和9年3月31日

<新旧>

第3編 財務 (神奈川県県税条例施行規則)

附則第1号様式の5 (用紙 日本産業規格A4縦長型)
不動産取得税徴収猶予申請書

年 月 日

神奈川県 県税事務所長殿

郵便番号
住(居)所又は所在地
氏名又は法人名及び
代表者氏名
個人番号又は法人番号
電話番号

次のとおり不動産取得税の徴収猶予を申請します。

◎〔神奈川県二四三〕

七三三の三の大

第3編 財務 (神奈川県県税条例施行規則)

土地の明細	所在	地番	地目	地積(ア)	取得年月日	課税標準となるべき価格(イ)	税額	徴収猶予を申請する税額
				m ²	・ ・	円	円	円
住宅の明細	家屋番号	種類	床面積(ウ)	取得年月日	新築年月日	税額	徴収猶予を申請する税額	
			m ²	・ ・	・ ・	円	円	
徴収猶予を申請する税額の計算	政令で定める改修工事の予定の有無	改修工事を完了する予定の年月日	住宅性能向上改修住宅の譲渡予定年月日	譲渡先の個人が住宅性能向上改修住宅を居住の用に供する予定年月日	特定住宅性能向上改修住宅該当の有無			
	有・無	・ ・	・ ・	・ ・	有・無			
徴収猶予を申請する税額の計算	新築された時において施行されていた地方税法第73条の14第1項の規定により控除するものとされていた額					土地	(150万円又は $\left(\frac{\text{平方メートル当たりの土地の価格 (イ)}{\text{(ア)}} \right) \times \left(\frac{\text{床面積(ウ)} \times 2}{\text{2 (住宅1戸につき200平方メートル限度)}} \right)$ のいずれか多い額)	× /100 = 円
	新築時期		控除するものとされていた額(エ)					
	昭和29年7月1日から昭和38年12月31日まで		100万円					
	昭和39年1月1日から昭和47年12月31日まで		150万円					
	昭和48年1月1日から昭和50年12月31日まで		230万円					
	昭和51年1月1日から昭和56年6月30日まで		350万円					
	昭和56年7月1日から昭和60年6月30日まで		420万円					
	昭和60年7月1日から平成元年3月31日まで		450万円					
	平成元年4月1日から平成9年3月31日まで		1,000万円					
	平成9年4月1日以後		1,200万円					
(エ) × /100 = 円								
徴収猶予を申請する期間				・ ・ から ・ ・ まで				
※処理事項	年度	月別	納税通知書番号	徴収猶予する税額	徴収猶予の期間	備考		
				円	・ ・ から ・ ・ まで			

◎〔神奈川県二二四三〕

七七三の三の七

第3編 財務 (神奈川県県税条例施行規則)

備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。

2 徴収猶予を申請する税額の計算の欄中「平方メートル当たりの土地の価格」とあるのは、住宅の用に供する土地（宅地評価土地に限る。）の取得が令和6年3月31日までに行われたときは、「平方メートル当たりの土地の価格の2分の1に相当する額」と読み替えてください。

3 徴収猶予の申請事項が予定されていることを証明する書類を添えてください。

追加 [平成27年規則63号]、一部改正 [平成27年規則126号・29年20号・30年4号・49号・31年31号・令和元年15号・33号・2年42号・3年41号・5年38号]

令和9年3月31日

◎ [神奈川県二二四三]

七七三の三の八

〈新旧〉

第74号様式の2 (別表第4関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

不動産取得税住宅特例 (住宅用土地の減額) 適用申告書

年 月 日

神奈川県

県税事務所長殿

郵便番号
住所又は所在地
氏名又は法人名及び
代表者氏名
個人番号又は法人番号
電話番号

次のとおり不動産取得税に係る住宅に対する課税標準の特例 (住宅用土地の取得に対する減額) の適用について申告します。

所	所在地	地番	家屋番号	種別	種類	構造	床面積 ㎡	用途	新築年月日	取得の原因			
											取得年月日	取得年月日	取得年月日
住宅の明細等				戸区分併用	建有所宅住		㎡	自己住宅	.		総務省令で定める耐震 基準適合証明の有無		
								賃貸					
土地				戸区分併用	建有所宅住			自己住宅	.		有 . 無		
								賃貸					
所	所在地	地番	家屋番号	種別	種類	構造	床面積 ㎡	用途	取得年月日	取得年月日	取得年月日	取得年月日	取得の原因
													課税標準となるべき価格
													円

〔補〕 三二七二二七二二

119707111

三三〇七〇三三

【三四三三三三三三三三】◎

取得後2年以内の特例適用住宅の新築(予定)(住宅の新築時まで土地を継続して所有する場合は取得した土地を譲渡し、当該譲渡を受けた者が特例適用住宅を新築する場合に限る。)の有無	有	無
取得前1年以内の特例適用住宅の新築(自ら新築するものに限る。)等の有無	有	無
取得後1年以内又は取得前1年以内の自己居住用の耐震基準適合既存住宅、耐震基準不適合既存住宅(法第73条の27の2の規定の適用を受けるものに限る。)又は特例適用住宅(新築未使用のものに限る。)の取得(予定)の有無	有	無

の明細等

- 備考 1 課税標準となるべき価格の欄には、住宅用土地(宅地評価土地に限る。)の取得が令和6年3月31日までに行われたときは、課税標準となるべき額の2分の1に相当する額を記入してください。
- 2 土地の明細等の欄中「取得後2年以内」とあるのは、土地の取得が令和6年3月31日までに行われたときは「取得後3年以内(100区画以上の共同住宅等の新築(予定)の場合は取得後4年以内)」と読み替えてください。
- 3 住宅の特例又は土地の減額の適用に係る申告事項について、それぞれの事実を証明する書類を添えてください。

全部改正〔平成30年規則49号〕、一部改正〔平成31年規則31号・令和元年15号・33号・2年42号・3年41号・4年39号〕

令和8年3月31日 | 令和9年3月31日

<新旧>

第3編 財務 (神奈川県県税条例施行規則)

第76号様式 (別表第4関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

不動産取得税申告 (報告) 書

年 月 日

神奈川県 県税事務所長殿

郵便番号
住(居)所又は所在地
(ふりがな)
氏名又は法人名及び
代表者氏名
個人番号又は法人番号
電話番号

次のとおり不動産を取得したので申告 (報告) します。

不動産の 明細	土地	所在	地番	地目	地積
				宅地・山林・畑・雑種地 公衆用道路 その他 ()	m ²
	土地の現況	用途		取得年月日	取得原因
	宅地・畑・田・造成中 その他 ()	住宅地・店舗等用地 駐車場・通路 その他 ()			売買・贈与・交換・財産分与 その他 ()
家屋	所在及び地番	家屋番号	種類	構造	床面積
			居宅・店舗・事務所 共同住宅・工場 その他 ()	木造・軽量鉄骨造・鉄骨造 鉄筋コンクリート造 その他 () 階建	m ²
	用途		取得年月日	取得原因	
	1 住宅 (自己居住用) 2 住宅 (貸家用) 3 住宅 (その他)	4 非住宅 (店舗・事務所等) 5 その他 ()		新築・売買・贈与・財産分与 その他 ()	
非課税 に 関 する 特 例 除 外 事 項	地方税法第73条の14第1項又は第3項 (住宅を新築した場合又は耐震基準適合既存住宅を取得した場合の課税標準の特例) の適用				有・無
	地方税法第73条の24第1項、第2項又は第3項の適用 (土地の取得後2年 (注) 以内又は取得前1年以内の住宅の新築又は取得 (予定) 等の有無)				有・無
	注 1 土地の取得が、令和6年3月31日までに 行われた場合 3年		注 2 1の場合で、当該土地に100区画以上の共同住宅等の 新築 (予定) がある場合 4年		有・無
	令和8年3月31日		注 地方税法第73条の24第3項が適用される場合のみ記入		有・無
その他非課税、特例除外又は減額に関する規定の適用				有・無	1 被収用不動産の代替不動産 2 被災不動産の代替不動産 3 その他 ()

◎「神奈川県二三四」

三七一〇(三七二)

第3編 財務 (神奈川県県税条例施行規則)

※ 固定資産課税台帳の登録価格	土地	円	家屋	円
※ 市町村長の評価見込額	土地		家屋	
※ 不動産の価格決定についての市町村長の意見				
※ 固定資産課税台帳の登録価格 不動産の評価見込額 不動産の価格決定についての意見	は、以上のとおりです。 年 月 日 市町村長 印			

- 備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。
- 2 「非課税、特例控除又は減額に関する事項」の各欄に記載の規定の適用がある場合には、それぞれの事実を証する書類を添えてください。ただし、住宅を新築した場合の課税標準の特例（地方税法第73条の14第1項）の適用がある場合は、その必要はありません。

全部改正〔平成21年規則39号〕、一部改正〔平成22年規則67号・24年59号・25年50号・26年60号・27年63号・126号・28年72号・29年20号・30年49号・31年31号・令和元年15号・33号・2年42号・3年80号・4年39号〕

<新旧>

第79号様式 (別表第4関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

不動産取得税減額 (還付) 申告 (申請) 書

年 月 日

神奈川県

県税事務所長殿

郵便番号
 (居)所又は所在地
 氏名又は法人名及び
 代表者氏名
 個人番号又は法人番号
 電話番号

次のとおり不動産取得税の減額 (還付) を申告 (申請) します。
 1 住宅の用に供する土地の取得に対する減額申告事項

土地の明細	所在地	地番	地目	地積 (ア)	取得年月日	課税標準となるべき価格 (イ)	税額	減額を受けようとする税額	
				m ²	・	円	円	円	
住宅の新築時までの所有状況 継続して所有 住宅新築者へ譲渡 (譲渡年月日 . . .)									
住宅の明細	家屋番号	種類	構造	床面積 (ウ)	用途	新築年月日 (新築住宅)	取得年月日 (耐震基準適合住宅)	減額を申告する税額の計算	
	戸建 区分所有 共用住宅等 併用住宅			m ²	自己居住用 貸家用 その他	・	・	(150万円又は 平方メートルの 平方メートル 土地の価格 (イ) / (ア)) × 床面積 (ウ) × 2 (住宅1 戸につき200 平方メートル 限度) のいずれか多い額 × / 100 =	円
新築者の住所・氏名等									

119414111

〔110111三第証〕◎

◎〔神奈川県二二七八〕

三三七一七の三

2 還付申請事項

還付金の明細	納付済の徴収金		納付年月日	減額されるべき税額	還付申請金額	
	税額	延滞金			税額	延滞金
口座振込による還受の金額	円	円	・ ・ ・	円	円	円
取扱金融機関	銀行 金庫 組合 信用 協同 組合		預金の種類	口座番号 (フリガナ) 口座名義人		
	本店(所) 支店(所) 出張所	店コード				
銀行	行コード		1 普通			
口座	口座		2 当座			
振込	振込		3 その他			
金額	金額					
延滞	延滞					
金額	金額					

※処理事項	納税通知番号	減額申告年月日	減額事由	当初税額	減額すべき税額				減額の税額
					控除コード	金額	控除コード	金額	
		・ ・ ・		円		円		円	円
		・ ・ ・							

- 備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。
- 2 取得した土地を住宅の新築時まで継続して所有している場合には、新築者の住所・氏名等の欄は記入する必要はありません。
- 3 減額を申告する税額の計算の欄中「平方メートル当たりの土地の価格」とあるのは、住宅の用に供する土地（宅地評価土地に限る。）の取得が令和6年3月31日までに終わったときは、「平方メートル当たりの土地の価格の2分の1に相当する額」と読み替えてください。【令和9年3月31日】
- 4 口座振込による還付金の受領の欄は、申請人名義の口座への振込みを希望する場合に記入してください。この場合において、口座名義人が連帯納税義務者のうち一方の者であるときは、他の者の委任状を添えてください。
- 5 減額の申告事項についてそれぞれの事実を証明する書類を添えてください。

全部改正 [平成26年規則60号]、一部改正 [平成27年規則63号・126号・28年14号・29年20号・30年49号・31年31号・令和元年15号・33号・2年42号・3年41号・80号]

40111111

〔川田三三三神〕◎

第79号様式の2 (別表第4関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

不動産取得税減額 (免除、選付) 申告 (申請) 書

年 月 日

神奈川県 県税事務所長殿

郵便番号 (居) 所又は所在地
氏名又は法人名及び
代表者氏名
個人番号又は法人番号
電話番号

次のおとり不動産取得税の減額 (免除、選付) を申告 (申請) します。
1 耐震基準不適合既存住宅等の取得に対する減額 (免除) 申告事項

取得 不動産の 明細	区 分	所 在	地 番	家 屋 番 号	地目又は 種類	地積(ア)又は 床面積(イ) m ²	不動産の取得又は 譲渡担保財産 の設定の年月日	税 額	減額 (免除) 受 けとす る税額
<input type="checkbox"/> 耐震基準不適合既存住宅及び当該住宅の敷地の用に供する土地の取得に対する減額申告 総務省令で定める耐震基準 耐震改修の完了の 居住の用に供した 新築の課税標準とな 適合証明の有無 有・無 年 月 日 日 日 土地の課税標準となるべき価格(ウ) 円									
減額を申告する税額の計算 新築された時において施行されていた地方税法第73条の14第1項の規定により控除するもの とされていた額									
家	屋								(150万円又は
									$\left[\frac{\text{平方メートル}}{\text{戸当たりの土地の価格(ウ)/(ア)}} \times \left[\begin{matrix} \text{床面積(イ)} \\ \times 2 \text{ (住宅1)} \\ \times \text{平方メートル} \\ \text{の限度} \end{matrix} \right] \right] \times \text{のいずれか多い額}$
									円
									× /100 = 円

<新旧>

<input type="checkbox"/> 被収用不動産等の代替不動産の取得に対する減額申告						被収用不動産等の収用、譲渡又は移転補償金を受けた年月日		(オ) × / 100	
被収用不動産等の明細	区分	所在	地番	家屋番号	地目又は種類	地積又は床面積	固定資産課税台帳登録価格		
	土地・家屋					m ²	円		
<input type="checkbox"/> 譲渡担保権者による譲渡担保財産の取得に対する免除申告						譲渡担保財産の設定者への移転又は取得不動産の譲渡年月日			
<input type="checkbox"/> 再開発会社による建築施設の部分等の取得に対する免除申告						建築工事等の完了の公告の年月日			
<input type="checkbox"/> 農地中間管理機構による農地の取得に対する免除申告						取得不動産の譲渡年月日			
<input type="checkbox"/> 土地改良区による換地の取得に対する免除申告						農地売買等事業等の実施により当該土地の売渡し等を行った年月日			
<input type="checkbox"/> 土地改良区による換地の取得に対する免除申告						取得不動産の譲渡年月日			

【三三四三三三三三三三三三三】◎

三三三三三三三三三

2 還付申請事項

年度	月別	税額	納付済の徴収金		納付年月日	減額(免除)されべき税額	還付申請金額	
			税額	延滞金			税額	延滞金
		円	円	円	・ ・ ・	円	円	円
口座振込による還付金の領受		銀行 金庫 信用組合 協同組合		本店(所) 支店(所) 出張所	口座番号 (フリガナ) 口座 名義人			
取扱金融機関		銀行	店	舗	預金の種類			
		コード	コード	コード	1 普通			
		コード	コード	コード	2 当座			
		コード	コード	コード	3 その他			

年度	月別	納税通知書番号	減額申告年月日	減額事由	当初税額	減額(免除)すべき税額			減額の税額	後税額
						除金	控除金	除金		
			・ ・ ・		円			円		円
※処理事項										

- 備考 1 ※印の欄には、記入しなさい。2 減額を申告する税額の計算の欄中「平方メートル当たりの土地の価格」とあるのは、住宅の用に供する土地（宅地評価土地に限る。）の取得が令和6年3月31日までに行われたときは、「平方メートル当たりの土地の価格の2分の1に相当する額」と読み替えてください。
- 3 固定資産課税台帳登録価格の欄には、被収用不動産等（宅地評価土地を含むものに限る。）の収用又は譲渡が令和6年3月31日までに行われたときは、宅地評価土地部分の登録価格の2分の1に相当する額と宅地評価土地部分以外の部分の登録価格に相当する額との合計額を記入してください。
- 4 口座振込による還付金の受領の欄は、申請人名義の口座への振込みを希望する場合に記入してください。この場合において、口座名義人が連帯納税義務者のうち一方の者であるときは、他の者の委任状を添えてください。
- 5 減額（免除）の申告事項についてそれぞれの事実を証明する書類を添えてください。

全部改正 [平成30年規則49号]、一部改正 [平成31年規則31号・令和元年15号・33号・2年42号・3年41号・80号・5年27号]

令和9年3月31日

三七一三

〔三三三三三三三三〕神

第80号様式 (別表第4関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

不動産取得税徴収猶予申請書

年 月 日

神奈川県 県税事務所長殿

郵便番号 (居) 所又は所在地
住所又は法人名及び
氏名又は法人名
代表者氏名
個人番号又は法人番号
電話番号

次のとおり不動産取得税の徴収猶予を申請します。

1. 住宅の用に供する土地の取得に対する徴収猶予申請事項

土地の明細	所在	地番	地目	地	積(ア)	取得年月日	課税標準となるべき価格(イ)	税額	
					㎡		円	円	
住宅の新築時までの所有状況(予定)									
継続して所有・住宅新築者へ譲渡(譲渡(予定)年月日)									
住宅の明細	種類	構造	床面積(ウ)	用途	新築予定年月日 (新築住宅)	取得予定年月日 (耐震基準適合 既存住宅)	税額の計算 徴収猶予を申請する	$\left[\begin{array}{l} \text{平方メートル} \\ \text{当たりの土地} \\ \text{の価格} \\ \text{(イ)/ア} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{床面積(ウ)} \times 2 \\ \text{(住宅1戸につ} \\ \text{き200平方メー} \\ \text{トル限額)} \end{array} \right]$	$\frac{\text{のいずれか多い額}}{\times 100} = \text{円}$
新築予定者の住所・氏名等									
徴収猶予を申請する税額							円	徴収猶予を申請する期間	円
							円	から	まで

2 所獲基準不適合既存住宅等の取得に対する徴収猶予申請事項

取得不動産の明細	区分	所在	地番	家題番号	地目又は種類	地積(ア)又は床面積(イ)	不動産の取得又は譲渡担保財産の設定の年月日	税額	徴収猶予を申請する税額	徴収猶予を申請する期間
<input type="checkbox"/> 耐震基準不適合既存住宅及び当該住宅の敷地の用に供する土地の取得に対する減額申告 <input type="checkbox"/> 耐震基準不適合既存住宅等の取得に対する徴収猶予申請事項										
徴収猶予を申請する税額の計算										
新築された時において施行されていた地方税法第73条の14第1項の規定により控除するものとされている額 (150万円又は $\left[\begin{matrix} \text{平方メートル} \\ \text{当たりの土地} \\ \text{の価格} \\ \text{(ウ)}/\text{(ア)} \end{matrix} \right] \times \left[\begin{matrix} \text{床面積(イ)} \times 2 \\ \text{(住宅1戸につき} \\ \text{200平方メー} \\ \text{トル程度)} \end{matrix} \right]$)のいずれか多い額)										
家	昭和29年7月1日から昭和38年12月31日まで	100万円	昭和39年1月1日から昭和47年12月31日まで	150万円	昭和48年1月1日から昭和50年12月31日まで	230万円	昭和51年1月1日から昭和56年6月30日まで	350万円	昭和56年7月1日から昭和56年12月31日まで	420万円
屋	$\left(\text{エ} \right) \times \frac{\text{円}}{100} = \text{円}$									
<input type="checkbox"/> 被収用不動産等の代替不動産の取得に対する減額申告 被収用不動産等の取用、譲渡又は移転補償金を受ける予定年月日										
被収用不動産等となるべき不動産の明細	区分	所在	地番	家題番号	地目又は種類	地積又は床面積	取得又は譲渡担保財産の設定の年月日	税額	徴収猶予を申請する税額	徴収猶予を申請する期間
<input type="checkbox"/> 譲渡担保権者による譲渡担保財産の取得に対する免除申告 <input type="checkbox"/> 再開発会社による建築施設の部分等の取得に対する免除申告 <input type="checkbox"/> 農地中間管理機構による農地の取得に対する免除申告 <input type="checkbox"/> 土地改良区による換地の取得に対する免除申告										
備考										
※処理事項	年度	月別	納税通知番号	徴収猶予する税額	徴収猶予の期間	備考				

(〇一七三三) 三三九 一七三三

〔三三三三三三三三三三〕◎

- 備考
- 1 ※印の欄には、記入しないでください。
 - 2 取得した土地を住宅の新築時まで継続して所有する予定の場合には、新築予定者の住所・氏名等の欄は記入する必要はありません。
 - 3 徴収猶予を申請する税額の計算の欄中「平方メートル当たりの土地の価格」とあるのは、住宅の用に供する土地（宅地評価土地に限る。）の取得が令和6年3月31日までに行われたときは、「平方メートル当たりの土地の価格の2分の1に相当する額」と読み替えてください。
 - 4 固定資産課税台帳登録価格の欄には、被収用不動産等（宅地評価土地を含むものに限る。）の収用又は譲渡が令和6年3月31日までに行われたときは、宅地評価土地部分の登録価格の2分の1に相当する額と宅地評価土地部分以外の部分の登録価格に相当する額との合計額を記入してください。
 - 5 徴収猶予の申請事項についてそれぞれの事実を証明する書類を添えてください。

全部改正〔平成30年規則49号〕、一部改正〔平成30年規則70号・31年31号・令和元年15号・33号・2年42号・3年41号・5年27号〕

令和9年3月31日